

移転先	法令上の根拠 番号法第9条第 1項別表の項番 号	移転する情報の対象となる本 人の数	移転する情報の対象となる本 人の範囲	移転先における用途	時期・頻度	移転方法
福祉部 障がい福祉課 子ども未来部 保育子ども園課	9			児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子育て世代包括支援セン ター	10			児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
市民生活部 健康支援課	14			予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	20			身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定められるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	21			身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	22			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定められるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 保護課	23			生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
財務部 市民税課、資産税課、納税 課 市民生活部 国民健康保険課	24			地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
都市建設部 施設保全課	27			公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
市民生活部 国民健康保険課	44			国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
市民生活部 市民課国民年金係	46			国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途。	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	51			知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
都市建設部 施設保全課	52			住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
防災広報対策部 危機管理課	55	3) 10万人以上100万人未満	市内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、り災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	56			児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 介護長寿課	61			老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子ども家庭課	63			母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	64			母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	65			母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
子ども未来部 子ども家庭課	66			特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	67			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子育て世代包括支援セン ター	70			母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子ども家庭課 総務部 職員課	81			児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
市民生活部 国民健康保険課	85			高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 保護課	94			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	照会を受けたら都度	紙
福祉部 介護長寿課	100			介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
市民生活部 健康支援課	111			健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
福祉部 障がい福祉課	117			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム
子ども未来部 子ども家庭課・保育子ども園 課	127			子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	更新時随時	庁内連携システム